

令和2年2月13日

日本維新の会
政務調査会長 浅田 均
政務調査会長代行 浦野靖人

「学校図書館年に関する決議」案に対する我が党の見解

令和元年の第200回国会に付された「学校図書館年に関する決議」（案）に対する日本維新の会の立場を説明します。

我が党は、同決議案に反対しました。その理由は以下の通りです。

近年、日本の児童・生徒たちの読解力を中心とした国語の能力低下が叫ばれているなか、学校における国語教育を充実化させていく上で、学校図書館は大切な設備であることは疑いがなく、一概に不要であるとは考えておりません。むろん図書的重要性は否定しません。

しかし、学校図書館がその役割を十分に果たしうる環境、態勢が整えられなければ、無用の長物になりかねません。わけても公立学校の図書館は税金で運営、管理されており、機能面だけでなく合理性も強く求められます。教育のための設備とはいえ、無駄が認められないのは他の公共施設となんら変わりありません。

そうした観点から、日本維新の会は、決議案にある「学校司書の配置促進と専任化など学校図書館のさらなる拡充」には同意できません。公立学校の図書館であれば、やみくもに公務員の数を増やすことにつながりかねないと考えからです。

大阪府では橋下徹知事時代の平成21年、府立高校図書館の専任司書を廃止しました。司書の数が過剰に多く、図書館の活用実態と大きく乖離していたからです。学校図書館の司書は、児童・生徒が求める書物を即座に取り出してくれ

ますが、図書館は研究機関ではなく、その必要性はありません。児童・生徒が司書に委ねるのではなく、求める書物を自ら探し出すという作業の教育上不可欠と考えます。

また、児童・生徒が望む書物を取り出すという業務は必ずしも「人」が担うべきものではなく、図書館の司書は近い将来、AI（人工知能）にとって代わられる業務と予想されます。例えば、図書500万冊以上を有するアメリカのスタンフォード大学やUCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）の図書検索システムを見れば、いかに日本の司書制度が時代遅れのものか、理解できると思われま

す。たとえ過渡的措置としても、司書の配置を促進すれば、図書館の機能が充実化され、子供たちへの国語教育に大きく寄与するという発想が短絡的であり、時代にそぐわないものであると考えます。

人員を増強すれば、教育の質が向上するというものではなく、人件費増に直結する学校司書の配置促進は、「改革」の名には値しません。

日本維新の会は、真に児童・生徒たちの国語能力の強化に資する、合理的な学校図書館の機能強化のあり方について具体的に検討を進め、学校図書館の抜本的な改革を追求してまいります。

最後に、過去に国会で採択された「子ども読書年に関する決議」（平成11年8月）、「国民読書年に関する決議」（平成20年6月）とは異なり、学校図書館に特化した決議案であることの説明を事前に受けていなかったうえ、我が党に対しても決議案の賛同団体から一切アプローチがなく、唐突に賛成してほしい旨要請された経緯があったことを申し添えておきます。

以上